

広島県選挙管理委員会告示第六十五号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号の規定による不在者投票のできる施設の内容に別表のとおり変更があった。

令和二年十一月二日

広島県選挙管理委員会委員長 国 政 道 明

別表

指 定 施 設			変 更 事 項	変 更 後
種 類	名 称	所 在 地		
病院	広島シーサイド病院	広島市南区元宇品町 26番20号	名称	医療法人和同会 広島シーサイド病院